

第21回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日 時：平成22年3月8日（月）15：30～17：30

会 場：中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

出席者：渡委員長、宮本委員長代理、碓井委員、小林委員、根本委員、野田委員、野城委員、赤羽専門委員、有田専門委員、伊藤専門委員、石田専門委員、今道専門委員、江口専門委員、土屋専門委員、廻専門委員長安国土交通大臣政務官、福田国土交通省成長戦略会議委員杉元宣文氏（内閣官房国家戦略室）

事務局：津村内閣府大臣政務官、小橋民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、野澤補佐、山本補佐、瀬戸山上席政策調査員

議事概要：

（1）民間事業者からのヒアリング（経団連、みずほコーポレート銀行、野村證券）

○経団連からは、PFI・PPPの積極的活用・拡大に向けた課題として、運営重視型のPFI事業の拡大、PFI独自の入札制度の設計、地方自治体に対する支援体制の整備、海外のPFI・PPP市場への展開のための国を挙げた支援体制の必要性等について指摘がなされた。

○みずほコーポレート銀行からは、PFI／PPPファイナンスの拡大のために、道路、鉄道、空港等への対象分野の拡大、サービス購入型のみならず独立採算型の案件の創出、機関投資家や個人投資家を取り込むための仕組みづくり等が必要との指摘がなされた。また、韓国PPP事例から学ぶ点として、大邱・釜山間高速道路プロジェクトが紹介された。最後に、代表的な案件を設定して関係専門家で徹底的に議論し論点を整理することや、投資家層拡大のためPFI／PPPの商品性を高めること、地方を中心にPFI／PPP的手法の更なる普及を行うこと等が課題として指摘された。

○野村證券からは、従来のPFIは民間へのリスク移転が非常に限定的で、ファイナンスにおいて投資家が参画する余地がほとんどなかったこと、長期安定的なリターンを求める投資家にとってインフラは投資先として魅力的なものとして捉えられており、インフラファンド等の投資手段が整備されてきているものの、日本の投資家はほとんどインフラへの投資経験がなく、PPP事業を通じてインフラへの投資機会を提供することが重要であること等が指摘された。そのための検討項目として、既存インフラの更新をPPP事業の対象とすること、投資資金を循環させること、収益性を見込める仕組みをPPP事業に組み込むこと、具体的なモデルプロジェクト等を作ること等が指摘された。

（2）質疑応答

【数値目標について】

(津村大臣政務官) 民主党の政策INDEXに、PFIについて数値目標を定めることが明記されているが、PFIに数値目標はなじむのか、またどういうイメージを持てば官民挙げてPFIに取り組んでいくシンボリックな目標設定ができるかと考えるか。

(経団連) 最初に数値目標ありきではなく、まず最初にPFI事業を実施するフィールドを固め具体的にどういう事業を行うか決めた上で、その後に数値目標にどう落とし込むか考えるべき。

(みずほコーポレート銀行) とにかく数字だけを設定するというよりは、まずは案件としてある程度の事業規模を持った、革新的なPFI事業を公共から出し、民間の創意工夫を得ることが重要。

(野村證券) 現在の状況で大まかな数字だけを出すのは時期尚早。諸外国の実績も参考にしながら、個別分野ごとに公共事業から振り替えられる割合といったデータを積み上げることが先であろう。

(F専門委員) 数値目標を仮に設定するとした場合、いわゆる箱モノ型、BOT型、割賦型、施設整備型の事業の件数や事業費もしくはVFMを目標値に設定しても、政策的なインパクトは弱い。BOT型、独立採算型の事業であれば、国、地方の財政負担の軽減につながり、数値目標とすることは非常に意味がある。今後は一部でもいいからBOT型の発想をより取り入れていくことが必要。

(D委員) 入札制度などの抜本的な制度改革をしないと、いくら数値目標を出しても意味がないものになってしまう。

(H委員) 目標をたてるよりも、どれだけの公的事业を行うかを明らかにした上で、そこにどの位公的資金を調達できるかを定めるべき。そもそも事業評価する上での判断基準が確立されていない。

(J専門委員) 制度の改革に当たっては、目標があったほうが改革のきっかけにはなる。

【具体的なモデルプロジェクトについて】

(津村政務官) 具体的な代表的案件を突破口にするという話があったが、具体的にどのようなモデルを想定しているのか。

(みずほコーポレート銀行) 高速道路、都市部の交通網、羽田・成田等の主要空港、都市部公有地の有効活用など、事業性のある、民間から見て魅力的な事業を取り出すべき。

(野村證券) 現時点でキャッシュフローを生んでいるインフラの更新事業が対象として考えられるが、その場合、当該事業がすでに背負っている固定部分の債務は国がサポートすることが必要。

(H委員) 有料事業については、外部効果も踏まえつつ、最適ナリスク分担を実現するために、最終的に誰がどこまで負担するかということを経営ごとに検討した上で、PFIのスキームを組むべき。

【国民的合意の形成のために】

(津村政務官) PFIを推進することに対して国民的な合意形成ができていない状況で、

P F Iについての具体的な未来像を提示しないまま議論を重ねても、テクニカルな議論に終始してしまい、我々政治家が国民にP F Iをアピールすることは難しい。P F Iを推進していくべきという国民的合意に向けて、わかりやすいなんらかのゴールを設定できないか。

(みずほコーポレート銀行) 羽田の国際ターミナルビルのP F I事業は、国からの財政はほとんど投入していない。事業規模が大きく、かつ民間資金が活用される事例をアピールしていくべき。

(A委員) 自民党政権においてP F I制度が発足したとき、大きなプロジェクトが必要ということで中央合同庁舎第7号館がP F Iで進められたが、あれだけ大きなものを最初にやるべきではなく、小さいプロジェクトで実験した上で拡大すべきだったという反省がある。国民的合意を得るためには、まずはP F Iを回す上での各分野における人材を育成した上で、次に事業規模を大きくしていくという2段階のステップを踏むべき。

(E委員) P F Iについて国民的な合意形成ができていないというのはその通り。国民がP F Iのメリットを実感するためにも、インフラと地域活性化の2つの分野においてモデルプロジェクトを設定し、P F I推進委員会で議論していくべき。

(G専門委員) 図書館や小学校など、地元の市民に評判がいいP F Iはたくさんある。地方において小学校の耐震化をまとめてやるというのも住民の関心を集める上では一つの方法。一方で、P F Iの新しい局面を切り開く上では投資対象として魅力的な羽田空港のような大型案件を数件やってみるべき。

(I委員) 小規模事業を自治体の枠をこえてグルーピング化するにあたっては、それを可能とする法制度についても議論する必要がある。

【P F Iの効果について】

(長安大臣政務官) 従来の公共事業をP F Iで行えば、割賦払いにより目先の出資は減るものの、長期的に見れば民間の調達金利は国債より高いため発注者からの出費が増加するのではないか。P F Iの効果とは、P F Iを行うことによる利用者収入や経営効率の改善という視点で測られるべきなのか。

(経団連) 箱モノP F Iでは長安政務官の指摘のように見えることは事実としてある。P F I事業のメリットを実現するためにも、事業領域を広げて運営重視型へシフトしていくべき。

(B委員) コストとベネフィットをそれぞれ測っていくことが重要だが、官によるコスト、すなわち予定価格の積算の方法は未成熟であり、民によるベネフィットの設定も不十分。官と民の歩み寄りが必要。

(長安政務官) 公共事業を行うに当たり、よくB/Cということが言われるが、本来極大化しないといけないのはB-Cであり、P F IにおいてもB-Cが事業を進める上での分岐点と考えてよいか。

(A委員) 公共事業は非常に硬直的だが、P F Iであればパッケージとして民間に委託することが可能となり、大幅な経費削減が期待できる。

(C委員) P F Iの場合には、B/Cとは似て異なるVFMという独自の考えがあり、最適な資源配分を実現するということがP F Iの考え方。

(長安大臣政務官) 従来の公共事業と比較して、建設コストの削減や利用料の削減といった明示的なメリットがないと、国民の理解を得られないのでは。

(C委員) PFIだけであれば、ある程度実績については具体的な数字が出ているが、潜在的マーケットの規模や、委託や指定管理を含めたPPP全体の経済へのインパクトは見ておらず、議論がされていない状況。

(F専門委員) VFMの概念には、同一の公共サービスをより安い価格でという概念と、同一価格でより良質な公共サービスをという2つの概念があり、単純に価格の差がVFMに直結するわけではないことには留意が必要。

【その他】

(経団連) 現在の状況では、民間が事業を発案してその提案が採用されたとしても、入札で他の事業者と競わなければならないため、発案するインセンティブがない。官とその提案者が優先的にPPPで事業を作っていくという仕組みが必要。

(D委員) 英国と違い、日本では2段階選抜の最初の段階で官と民が色々と話し合うことが制限されている。また、1円でも予定価格を上回れば、提案がいくらよくても採用されないという点も問題。

(H委員) PFIの判定基準については、VFMに加え、適切なリスク移転による事業実施の確実性なども考慮していくべき。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681